

2022-2024年度JICA役職員等の健康診断事務代行及び健康増進支援関連業務

(公告/公示日：2021年10月14日/調達管理番号：21a00568) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 8	第1入札手続き 9-2技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施 (2)実施方法	「プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。」とありますが、P17記載の「総括(1名)」や「主任業務従事者(1名)」以外の総括的にかかわる者であれば、プレゼンテーションの実施者としてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。業務仕様書及び技術提案書の内容に精通し、機構からの質問に回答可能な方を選定ください。ただし、質疑応答のために、「総括(1名)」または「主任業務従事者(1名)」に同席していただくようお願いいたします。
2	P. 16	第2業務仕様書(案) 1.業務の背景	今回の代行にあたり、健康管理システムの提供も可能な場合、現行の健康管理システムから切り替える可能性はございますでしょうか。健康管理システムは現行のシステムのまま、健康診断の代行のみの検討になりますでしょうか。	健康情報を管理するためのシステムは本件とは別案件として調達する方向で検討しており、今年度内には本公告予定です。本件は、健康診断の代行のみが対象です。
3	P. 17	第2業務仕様書(案) 4.実施体制と業務実施スケジュール (2)業務スケジュール	定期健診は5月中に対象者全員(2185名)が案内～予約～受診完了を想定なのか。その場合、期間内で実施できなかった場合の対処は期間延長等可能か。	本人が早期受診を希望しているにもかかわらず、1か月以内に受診できないような、システムや運用上の制約を回避したいということが本記載の趣旨で、医療機関の混雑により早期予約が難しいことはやむを得ないことと理解します。定期健康診断に関して5/1付の対象者リストを提供予定ですので、案内は6月初旬までに配信いただき、配信日を起点に1か月以内に予約が完了することを目指し、100%は困難であると承知しつつも、可能な限りそれに近づけられる体制作りと取組みの提案をお願いします。たとえば、受診日を優先して医療機関を選択できるような方法や、医療機関の休診日を把握しやすい仕組みなど、希望日に予約を取りやすいシステムの提案を歓迎します。また、雇入時健診に関しては法令遵守の観点から、受診者が健康診断案内から1か月以内に受診完了するよう督促業務の検討が期待されます。期待される受診率を達成するよう、督促業務を組み合わせる最適な方法をご提案ください。年度内のスケジュールは労働基準監督署への報告タイミングと揃えておりますため、期間延長等を前提とする運用は想定していません。
4	P. 20	第2業務仕様書(案) 6.業務実施上の留意事項	受診者への健康診断案内から受診日までの所要日数は1か月以内に完了するとのことですが、医療機関によって空いている日程が1か月以内で予約ができないことや、本人の申込がすぐにいただけない場合は難しいと考えますが、必須条件になりますでしょうか。	
5	P. 21	第2業務仕様書(案) 6.業務実施上の留意事項	「受診者への健康診断案内から受診日までの所要日数は1か月以内に完了する。」とありますが、弊会の運用として予約自体は1か月以内に可能ですが、受診者本人からの申込がない場合、1か月以内での完了は難しいかと存じます。督促業務を行います、受診者からの申込がない場合は、1か月以上での完了は考慮されますでしょうか。	
6	P. 17	第2業務仕様書(案) 4.実施体制と業務実施スケジュール (2)業務スケジュール	契約期間は3年7カ月だが、契約終了時の雇入健診途中での対処方法はどうか。	2025年4月採用者の雇入時健診は本契約の対象であり、同対象者には5月中に受診を終えるスケジュールを想定しています。2025年度の定期健康診断は、本契約の対象外です。具体的な運用については契約締結後、発注時期を協議の上、決定させていただきます。
7	P. 18	第2業務仕様書(案) 5.(2)健康診断事務代行業務 ②業務内容 No.1	雇入健診の申込方法は、定期健診同様の仕組みでの申込受付を希望か?もしくは、代行機関からの予約受付方法により設定可能か。	P.20図にも記載のとおり、定期健康診断と同様の仕組みを想定しています。雇入時健診の予約申込方法については、法令遵守から早期の受診完了が必要と考えています。適切な方法を技術提案書にてご提案ください。期待される受診率達成の観点から、督促業務と併せてご提案いただきますようお願いいたします。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
8	P. 18	第2業務仕様書(案) 5. (2) 健康診断事務代行業務 ②業務内容 No. 5	雇入健診の健診結果データ化は必要か。	P. 22 「8. 成果物・業務提出物等【成果物】」No. 2 JICA用健診結果に該当しますため、電子データ化が必要です。対象者本人への職員宛健診結果個人票は紙媒体で差し支えありません。
9	P. 18	第2業務仕様書(案) 5. (2) 健康診断事務代行業務 ②業務内容 No. 7	定期健診は健康保険組合の補助に関しては、考慮する必要性があるのか。	がん検診項目は事業主負担で実施しているため、考慮する必要はありません。
10	P. 19	第2業務仕様書(案) 5. (3) 職員等が提出した健康診断結果(紙媒体)の電子データ化業務	データパンチ入力数は年間1,000人程度とあるが、健診対象人数と比例しないのか。	機構では、本件契約によりご案内いただく健康診断の代わりに自身で受診する人間ドックや海外受診の健診結果などで代用する場合があります。「5. (3) 職員等が提出した健康診断結果(紙媒体)の電子データ化業務」とは、これらの数が概ね年間1,000件とご理解ください。
11	P. 25	第2業務仕様書(案) 別紙1-1 JICA本部・国内拠点在籍一覧	各拠点の健診対象人数に対して昨年度受診実績の人数が異なるが、人数は比例しないのか。	
12	P. 19	第2業務仕様書(案) 5. 業務内容 (3) 職員等が提出した健康診断結果(紙媒体)の電子データ化業務 ②人間ドック等結果による代用希望者に対する提出手続の問い合わせや書類不備対応、結果回収及び提出督促業務	受診者本人からの結果回収において、郵送などは、紛失等のリスクがあるため、一度、JICA様を通して、結果を回収することはご協議可能でしょうか。	機構が、受注者と職員本人の取次ぎ(結果回収・督促対応)を行うことは想定していません。受注者にて最適な方法を技術提案書にてご提案ください。
13	P. 20	第2業務仕様書(案) 5. 業務の内容	(4) 健康経営の推奨については報告書ではなく、お打合せ等で健康経営に関する情報交換等代用案のご検討は可能でしょうか。その場合の評価への影響も差し支えない範囲でご教示いただけますと幸いです。	P. 21 「8. 成果物・業務提出物等報告書【提出物】」に記載の通り、報告書として体裁が整えられた業務完了報告書の提出(紙媒体及び電子データ)が必要です。この内容が健康増進・改善施策案として構成されている想定です。P. 51 契約書案「(成果物等の取扱い)」の関連事項であるため、記載内容について契約締結後、事前に打合せにて協議させていただきます。
14	P. 44	第4経費に係る留意点 1. (1) 経費の費目構成 ⑦健康増進・改善施策案について	報告書と同じ内容がシステム等で確認できれば、代案でのご提案は可能でしょうか。	
15	P. 20	第2業務仕様書(案) 6. 業務実施上の留意事項	「全ての検査項目実施可能な健診機関を各拠点に少なくとも1つ設定ありたい」とあるが、選定する医療機関数に制限はあるのか?	医療機関数に制限はありません。基本項目と希望検査(がん検診)は分割しての実施は不可であり、同一医療機関での実施を想定しています。
16	P. 21	第2業務仕様書(案) 8. 成果物・業務提出物等	経費内訳書について項目が同じであれば、貴機構のフォーマットでなくても可能でしょうか。	差し支えありません。なお、弊方の個人識別は健保番号ではなく従業員番号で管理しており、可能であれば、経費内訳書に従業員番号の項目追加を希望しますが、契約締結後、フォーマットも含め、協議事項として考えています。
17	P. 22	第2業務仕様書(案) 8. 成果物・業務提出物等【納品物】	「納品時期No.1: 健診受診から最短日数で職員等の登録先住所へ送付(凡そ28日程度を想定)とありますが、年末年始や祝日などを挟んだ場合は考慮されますでしょうか。	ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等による多少の発送遅延は合理的な許容範囲と考えます。
18	P. 22	第2業務仕様書(案) 8. 成果物・業務提出物等【成果物】 No. 2	JICA用健診結果について、紙媒体電子データ化は作業発注から1か月を目安とあるが、作業発注とはいつを指すのか。(受診日なのか、医療機関から弊社への結果票控え着日なのか)	こちらは職員等が提出した健康診断結果(紙媒体)の電子データ化業務に関する記載です。作業発生は、P. 19 「5. (3) ②結果回収」及びP. 20 図(★)を指し、職員等の健診結果提出するタイミングです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
19	P. 22	第2業務仕様書（案） 8. 成果物・業務提出物等【成果物】 No. 3	特定健診結果データについて、納品方法はXML形式とあるが、別途健康保険組合へのデータ提出の必要性があるのか。	必要ありません。
20	P. 22	第2業務仕様書（案） 8. 成果物・業務提出物等 注釈2	「健診項目名、およびその順番はJICAが提供するサンプルと等しくなるようにこと。」とありますが、サンプルの提供はいつ頃を想定していますでしょうか。また、サンプルによっては、システム構築のため納品時期が予定とされている時期よりもずれる可能性がございますが、ご協議可能でしょうか。	契約締結後に2021年度の様式をサンプルとしてご提示します。具体的な内容については、同じく契約締結後に協議させていただくことを想定しています。
21	P. 23	第2業務仕様書（案） 9. 本調達における業務の再委託	「受注者が再委託を希望する場合には、次の内容を技術提案書にて提出する。」とあり、「契約金額（再委託等比率を記載）」とありますが、こちらは社外秘となりますが、公表は必須でしょうか。	「契約金額（再委託等比率を記載）」について、技術提案書に記載いただく項目から削除します。 ただし、機構は公的機関であり、不適切な再委託等の発生を未然に防止する責務があります。そのため技術提案書で、貴社が再委託について適切な設定で実施していることについて十分に説明いただく必要があります。万が一、適切とは言いがたい又は再委託不可の業務への再委託の提案があった場合は、それを踏まえ技術評価させていただきます。
22	P. 23	第2業務仕様書（案） 9. 本調達における業務の再委託	「受注者が再委託を希望する場合には、次の内容を技術提案書にて提出する。」とあり、「再委託先における情報セキュリティ管理及び個人情報保護体制」とありますが、こちらは弊会の基準での記載でよろしいでしょうか。	機構の個人情報保護法令に関する規程により、業務の委託及び再委託について定められています。 参考情報：個人情報保護における実施細則 < https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000019.htm > この中で情報システム及び個人情報保護に関して、貴社に対して求めるものと同様にJICAの基準を達成することが定められています。そのため再委託先における情報システム及び個人情報に関する安全確保等を技術提案書にてご提案・ご説明ください。万が一、管理及び実施体制や実施状況について、安全性が確認できなかった場合は貴社に対して必要な措置をお願いすることになります。
23	P. 23	第2業務仕様書（案） 9. 本調達における業務の再委託	「JICAが再委託者に対して調査等を行えることと条件を課する契約を締結することとし、」とありますが、原則、弊会と再委託先の企業との契約は、弊会の基準で行っております。そのため、JICA様からの提示の要求があった場合は、弊会より提示できる再委託先の情報のみの提示となりますが、よろしいでしょうか。	この中で情報システム及び個人情報保護に関して、貴社に対して求めるものと同様にJICAの基準を達成することが定められています。そのため再委託先における情報システム及び個人情報に関する安全確保等を技術提案書にてご提案・ご説明ください。万が一、管理及び実施体制や実施状況について、安全性が確認できなかった場合は貴社に対して必要な措置をお願いすることになります。
24	P. 25	第2業務仕様書（案） 別紙1-1 JICA 本部・国内拠点一覧	定期健診は全15拠点すべて病院健診か。巡回健診は実施しないという認識で良いか。	ご認識の通り、病院（施設）健診を指しています。
25	P. 25	第2業務仕様書（案） 別紙1-2 採用人数推移	雇入健診の受診先医療機関は、全15拠点で設定が必要なのか？もしくは、定期健診の選定先医療機関で原則受診となるのか？	全国内拠点における設定が必要です。雇入時健診及び定期健診に区別なく、設定範囲内にある医療機関での受診を想定しています。
26	P. 26	第2業務仕様書（案） 別紙2 健康診断検査項目	雇入健診の検査項目は、項目表の法定項目外も含むのか。（基本項目等） もしくはA～Cのいずれかに該当するのか？	基本項目すべてと年齢に応じた希望検査（がん検診）項目を含みます。雇入時健診と定期健診の健診種別で区別することなく、同じ考え方で検査項目を設定します。P. 18 「5. (2) ① 健康診断項目」の通り、受託者の類似健診コース採用を想定しています。類似健診コースに JICA 指定外の法定外項目が含まれる場合、職員等本人へのご説明及び同意取得方法を技術提案書でご提案ください。
27	P. 26	第2業務仕様書（案） 別紙2 健康診断検査項目	B・Cコースの場合、胃・便・PSA検査省略時は不備になるのか。また省略した場合、健診費用は固定された金額で良いか。	希望検査（がん検診）においては、本人が実施しない選択を尊重するため、省略は不備には当たりません。 本案件では、上限額設定の下、実費精算としています。特にがん検診項目において、実施・未実施に関わらず固定金額での精算とするかどうかは、公費負担の説明責任の観点から相応の根拠説明が必要と考えます。そのため契約締結後に各医療機関の単価と、その中で未実施項目の金額調整が不可の医療機関の有無を確認し、該当医療機関があった場合、協議の上で取り扱いを決定することを想定しています。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
28	P. 35	第3技術提案書の作成要領 2. (2) 1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法 G) 総合判定の表記統一化	医療機関によっては総合判定が入っていないこともございますが、その場合は判定ができかねますため、空欄でのご納品は可能でしょうか。また、統一判定基準ではなく、各医療機関からの総合判定をシステム反映（総合判定を統一基準での読み替えは実施しない）する方式で問題ございませんでしょうか。	定期健康診断個人票（様式第5号）における「医師の診断」までの実施が本案件の委託範囲です。実施医療機関医師もしくは委託先で実施した総合判定が入ったものを機構に納品いただきます。また、各医療機関ごとに異なった総合判定の電子データ納品をお考えと理解しました。この辺りは機構側の実務に影響が大きく、第3 技術提案書の作成要領 P.35 「G) 総合判定の表記統一化」に関連しますため、技術提案書にてご提案・ご説明をお願いします。
29	P. 44	第4経費に係る留意点 1. (1) 経費の費目構成 ⑥労基基準監督署報告用集計	作成するための件数や項目が明確になればよろしいでしょうか。また、様式第6号はHPのどちらに掲載されておりますでしょうか。	定期健康診断結果報告書様式（第 6 号）は、厚生労働省HPに掲載されていますので、そちらをご参照ください。同様式を参考に、必要項目における人数が明確になるような体裁で提出をお願いします。
30	P. 46	第4経費に係る留意点 別紙「積算表」	健康診断費用の想定数量の値は、年間の想定件数×契約期間（2022年度～2024年度の3年契約）の認識で良いか。	ご認識のとおりです。
31	P. 46	第4経費に係る留意点 別紙「積算表」	各健診コース1年あたりの想定数量は、備考に記載された件数の内訳で良いか。	ご認識のとおりです。